

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

松茂町長

公表日

平成30年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び関連法令に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更届等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等の事務を行う。当町においては国民健康保険税の賦課は税務課で行うが、当該資格給付事務の遂行のため国民健康保険税賦課収納に係る情報を確認する場合がある。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に関する事務及び給付等に係る所得区分の判定の確認 ③特定健康診査及び特定健康指導、その他被保険者を対象とした保健事業
③システムの名称	・国民健康保険システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第16項・第30項、並びに国民健康保険法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【別表第二における情報提供の根拠】 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第46項、第58項、第62項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項 【別表第二における情報紹介の根拠】 第27項、第42項、第43項、第44項、第45項 並びに国民健康保険法等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

